

平成27年9月1日

全国共通ゆうえんち券払戻しのお知らせ

平成26年3月に発行を停止しました全国共通ゆうえんち券（500円）の取扱い終了に伴い、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき払戻しを致します。

未使用の全国共通ゆうえんち券をお持ちの皆様は期間内にお申出いただき手続きをしてくださいますようお願い致します。

払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社文化放送開発センター

払戻しに係る前払式支払手段の種類

全国共通ゆうえんち券（500円）

払戻し申出期間

平成27年9月1日（火）11：00から

平成27年11月30日（月）17：00まで（必着）

*期間内にお申出されなかった場合は、本払戻し手続きより除斥されますのでご注意ください。

払戻し申出方法及び払戻し方法

弊社ホームページ上に掲載の「全国共通ゆうえんち券 払戻し申出書」をダウンロードして取得してください。

用紙に必要事項を記入して、用紙と未使用の全国共通ゆうえんち券を同封いただき、弊社送付先まで簡易書留にてご郵送ください。金融機関へ郵送料分と合わせてお振込致します。

ホームページ <http://www.joqr-bkc.co.jp/>

本件に関する送付先・お問い合わせ

送付先

〒105-8002 東京都港区浜松町1-31

株式会社 文化放送開発センター「全国共通ゆうえんち券 払戻し係」

全国共通ゆうえんち券事務局

お問い合わせ：03-5403-2644（土日祭日を除く平日11時～17時）